

日本外来精神医学会認定専門医規則

第1章 総則

この制度は、精神科診療所に勤務する精神科医および精神疾患を有する者に対し入院によらない良質な精神科医料サービスが提供できる高い技能と見識を有する精神科医が、精神科診断・治療技術の向上と関係機関との連携を図り、精神疾患を有する者の地域社会での生活を支えることを目的とする。精神疾患を有する者に対し良質な医療サービスが提供できる高い技能と見識を有する入院によらない精神科医療を行う精神科医を、日本外来精神医学会認定専門医（以下 専門医）として認証する。

第2章 専門医の認定

第1条 専門医の新規認定を申請する者は、次の各項の資格をすべて満足しなければならない。

1. 現在まで継続して2年以上日本精神神経科診療所協会会員（以下、日精診）（正会員、賛助会員 A・B）であり、精神保健指定医あるいは日本精神神経学会精神科専門医である者。
あるいは、現在まで日精診正会員の診療所に通年10年以上常勤医（常勤とは週28時間以上の勤務）として精神科外来臨床に従事している精神保健指定医あるいは日本精神神経学会精神科専門医。
2. 細則に定めるケースレポートを提出し、全てが専門医制度委員会の審査に合格すること。

第2条 専門医の資格は、5年とする。専門医の更新を申請する者は、次の各項の資格をすべて満足しなければならない。

1. 更新時に、過去5年間継続して日本外来精神医学会会員である者。
2. 以下の(1)(2)(3)(4)のいずれかを満たす者。
 - (1) 当学会学術総会で過去5年間に講演またはシンポジストを1回以上行った者。
 - (2) 当学会学術総会で過去5年間に研究発表（共同研究者を除く）を1回以上行った者。
 - (3) 当学会学術総会に過去5年間で2回以上参加（オンラインあるいはオンデマンド参加も可）した者。
 - (4) 過去5年間に1回以上当学会主催の地域連携研修会（オンデマンド形式）に参加し、当研修会を修了したと認められた者。
3. 過去に使用した症例以外の症例について細則に定めるケースレポートを提出し、専門医制度委員会の審査に合格すること。

第3章 認定期間（5年）内に更新のための手続きを行わなかった時あるいは日本外来精神医学会会員の資格を失った時は、専門医資格を失う。日本外来精神医学会が専門医として不適格と判断した場合は、専門医資格を取り消す。

第4章 個人情報の取り扱いにおいては、各種申込書、申請手続き等により取得した個人情報は、運営上必要な事務連絡及び必要な運営管理・統計分析にのみ使用し、それ以外には使用しない。

第5章 附則

本規則は、令和〇年〇月〇日より施行する。